



平成 30 年度
エコアクション 21 審査員試験
募集要項

平成 30 年 7 月

一般財団法人 持続性推進機構
エコアクション 21 中央事務局

第1章 エコアクション21 認証・登録制度及び

エコアクション21 審査員の要員認証・登録について

1. エコアクション21 認証・登録制度の概要

「エコアクション21 認証・登録制度」（以下、「本制度」という。）は、広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が「環境への取組を効果的・効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会への環境コミュニケーションを行うための方法」として、環境省が策定した「エコアクション21 ガイドライン 2017 年版（以下「ガイドライン 2017 年版」という。）」に基づく環境マネジメントシステムの認証・登録制度です。

本制度の運営は、平成 23 年 10 月より「一般財団法人持続性推進機構」（以下、「持続性推進機構」という。）が実施主体となり、「エコアクション21 中央事務局」（以下、「中央事務局」という。）を設置して行っています。

本制度では、現在、約 8,000 の事業者を認証・登録し、全国で約 660 名のエコアクション21 審査員（以下「審査員」という。）を要員認証・登録するとともに、38 都道府県に 51 団体の地域事務局を承認・登録し、中小事業者を主な対象とした我が国を代表する環境認証・登録制度として、一定の社会的認知を受けています。

環境省より平成 29 年 4 月に公表されたガイドライン 2017 年版は、事業者に対して環境経営の取組と本業との統合を図ることを求めることにより、エコアクション21 がより企業価値の向上に資する制度となることを強く意識した内容となっています。ガイドライン 2017 年版は、以下の URL で公開されています。

<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/ea21/guideline2017.pdf>

2. 審査員

審査員は、ガイドライン 2017 年版第 6 章において「本制度の運営を行う主体」の一つとして位置付けられており、また、「中央事務局が策定した力量などに基づく適合要件に基づき、中央事務局から要員認証を得なければならない」とされています。なお、審査員の要件、権限、及び責任は、以下のよう

(1) 審査員の要件（ガイドライン 2017 年版 第 6 章第 3 項(3)）

- ① 職業的専門家としての公正不偏の態度を保持すること
- ② 環境関連法規、事業者の環境対策、及び環境経営システムに関する適切な専門知識と経験を有すること、また、これらに関する最新の情報の取得に努めること

- ③ 受審事業者、中央事務局、地域事務局、及び他の審査員との間での適切なコミュニケーション能力を有していること
- ④ 職業的専門家としての継続的な力量向上を図ること
- ⑤ 別に定める本制度の普及促進活動の実施に努めること
- ⑥ その他、中央事務局が必要と認めた要件を満たすこと

(2) 審査員の権限（ガイドライン 2017 年版第 6 章第 5 項(3)）

審査員は、中央事務局又は地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣され、事業者のエコアクション 2 1 ガイドラインへの適合性の審査及び事業者の環境への取組に関する指導・助言を実施する権限を有する。

(3) 審査員の責任（ガイドライン 2017 年版 第 6 章第 6 項(3)）

- ① 中央事務局又は地域事務局からの選任を受け事業者に派遣され、事業者のエコアクション 2 1 ガイドラインに基づく審査及び事業者の環境への取組に関する指導・助言の適切な実施
 - ② 中央事務局が策定した規程などの遵守、中央事務局が行う指示の遵守及び中央事務局への報告
 - ③ 中央事務局及び地域事務局が実施する研修の受講など
- また、審査員は別に定める普及促進の実施に努める。

第 2 章 募集要項

1. 審査員の要員認証・登録

ガイドライン 2017 年版に基づく、審査員としての要員認証及び登録は、持続性推進機構が行います。持続性推進機構は「エコアクション 2 1 審査員試験」（以下「審査員試験」という。）を実施し、その結果に基づき、ガイドライン 2017 年版に基づく要員認証・登録に必要な要件を満たす者を、審査員又は審査員補として要員認証・登録します。

2. 審査員の要員認証・登録期間と資格更新

審査員の要員認証・登録期間は 3 年間とし、平成 30 年度に要員認証・登録する審査員又は審査員補の要員認証・登録の期間は、平成 31 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日迄となります。

また、審査員の要員認証・登録は、所定の資格更新要件を満たせば更新が可能です。審査員としての資格更新の要件については要員認証の手続きの際に説明します。

3. 平成30年度エコアクション21審査員試験の概要

審査員試験は、審査員として必要な能力・資質・意欲を有するかどうかを試験等により判定し、審査員又は審査員補として要員認証・登録することを目的とし、エコアクション21に関する研修（以下、「A研修」という。）及び確認試験からなる「一次選考」、一次選考合格者を対象に実施する審査技法に関する研修（以下、「B研修」という。）と確認試験及び面接からなる「二次選考」の2段階で実施します。また、一次選考実施前に、希望者を対象に有料オプションとして、環境法令研修を実施します。

※環境法令研修については、[本要項別紙1](#)を参照。

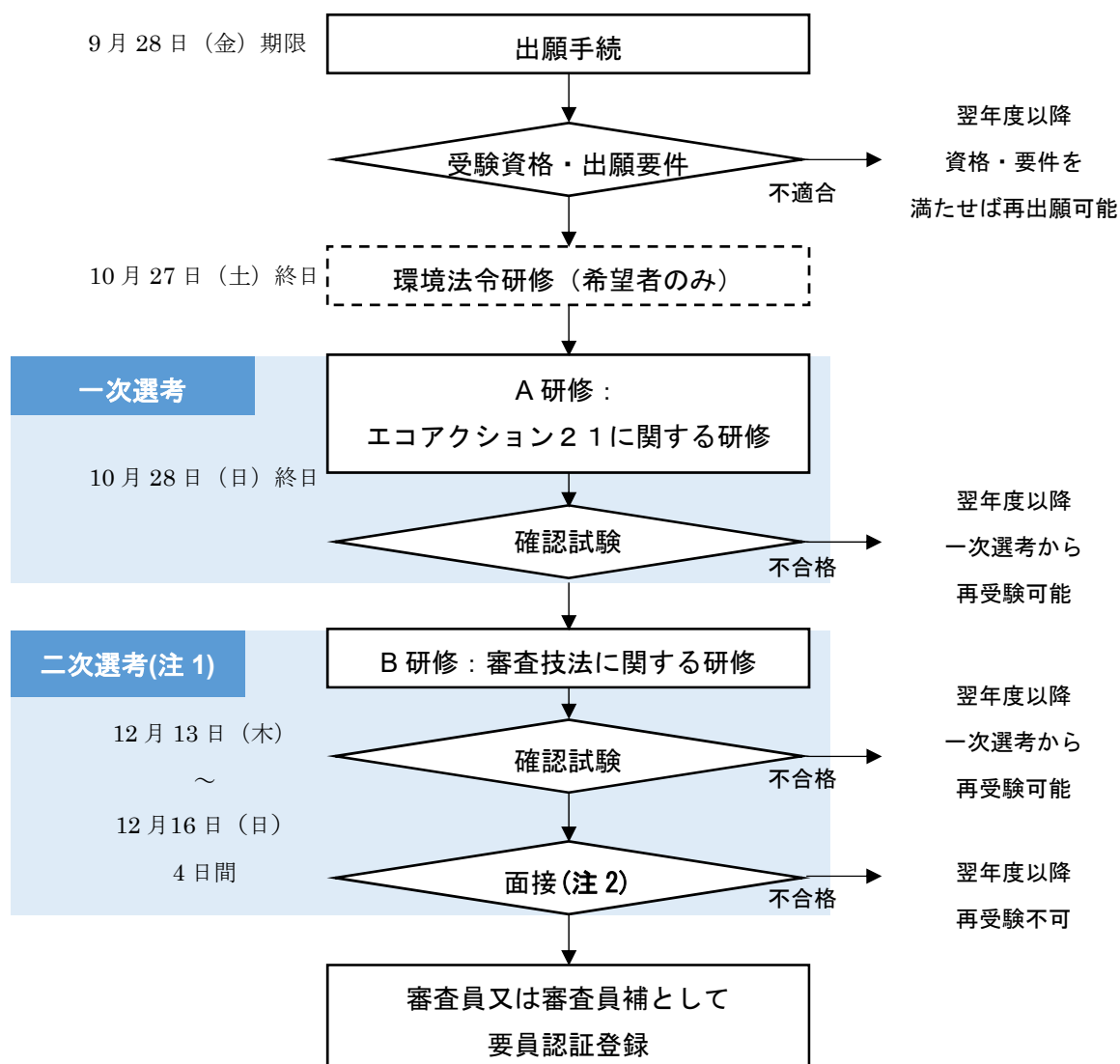


図1. 審査員試験のフロー図

(注1) 免除の特例が有り。「[8. 二次選考の免除の特例](#)」を参照。

(注2) [「8. 二次選考の免除の特例」](#)に該当する者は別日程で面接を実施。

4. 受験資格

審査員試験を受験できる者は、以下の各号のいずれかに該当する者とします。

(1) 出願時点において、審査、監査に関する以下のいずれかの資格を保有している者

ISO14001 主任審査員又は審査員（審査員補は除く）、ISO が策定したマネジメントシステム規格の主任審査員（審査員及び審査員補は除く）

※ISO14001 主任審査員については、二次選考が免除される特例があります。詳細は、本要項「[8. 二次選考の免除の特例](#)」に記載。

(2) 出願時点において、環境に関する以下のいずれかの資格を保有している者

環境カウンセラー事業者部門、技術士（環境、衛生工学、上下水道、経営工学、建設及び総合技術監理部門のいずれか）、公害防止管理者、環境計量士、エネルギー管理士

(3) 出願時点において、経営診断、経営相談等に関する以下のいずれかの資格を保有している者

行政書士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士、税理士、中小企業診断士、弁護士

(4) 第三者環境監査に関する以下の業務経験がある者

第三者環境監査員として 10 社以上又は 20 件以上の監査経験

(5) 環境に関する以下の業務経験がある者

環境関連部門の所属、環境関連業務担当、環境関連コンサルティング等の業務経験が延べ 5 年以上又は直近 10 年で 2 年以上

5. 出願要件

以下の各号に該当する者は、本要項「[4. 受験資格](#)」に該当する者であっても、審査員試験を受験できません。

- 1) 未成年者
- 2) 禁錮以上の刑に処せられ、刑期終了後 2 年を経過していない者
- 3) 成年被後見人又は被保佐人
- 4) 破産者であって復権を得ない者
- 5) 出願時に提出する「様式第 1 号① 受験申請書」の申告欄に、自筆署名をしていない者

6. 出願手続

(1) 受験料及びその納付

審査員試験の一次選考及び二次選考の受験料、並びに、環境法令研修（希望者のみ）の受講料は、[表 1](#) に示す金額とします。

審査員試験の出願者は、出願前に、一次選考受験料を[以下の口座](#)に振り込んでください。また、

環境法令研修の受講を希望する者は、一次選考受験料に併せて、その受講料を振り込んでください。なお、振込手数料は出願者の自己負担とします。

一次選考及び環境法令研修を自己の都合で受講しなかった場合、やむを得ない事情で受講できなかった場合、あるいは一次選考で不合格になった場合等であっても、納付した受験料及び受講料の返金はいたしません。

二次選考受験料は、一次選考に合格した者であって二次選考を受験する者だけが振り込みます。二次選考受験料は、出願前に振り込まないでください。

表 1. 受験料及び受講料

種別	金額（税込）	支払う者	納付期限
一次選考受験料	16,200 円	全ての出願者	出願前
環境法令研修受講料	10,800 円	受講希望者のみ	出願前
二次選考受験料①	108,000 円	<u>一次選考に合格した者であつて本要項 8. に該当しない者</u>	<u>一次選考の合格通知において指定する期限まで</u>
二次選考受験料②	5,400 円	<u>一次選考に合格した者であつて本要項 8. に該当する者</u>	<u>一次選考の合格通知において指定する期限まで</u>

【受験料の振込先口座】

- 振込人名義： 出願者本人の氏名（フルネームで姓と名の間を一マス空ける）
例) ジゾクセイ タロウ
※会社名や苗字だけでは、本人の特定ができません。
- 振込銀行： みずほ銀行（0001）渋谷中央（162）普通 1447298
- 振込口座名義： 一般財団法人持続性推進機構エコアクション21
または 短縮名義： エコアクション21
- 振込手数料： 出願者の自己負担

※口座名義について

- 口座名義と短縮名義、どちらの名義でも振り込むことができます。
- 「21」はカタカナ表記ではなく、数字のまま入力してください。
- 金融機関によって入力可能な文字数が異なりますが、入力可能な部分まで入力してください。

(2) 出願に必要な書類等

出願に必要な書類等は、表 2 に示す 13 種類です。そのうち、全ての出願者が必ず提出しなければならない出願書類等は、①・②・⑩・⑫・⑬の 5 種類で、残りの 8 種類は出願者の資格等の保有状況、経歴等の実績に応じて必要なものを作成し、提出してください。不要な出願書類等は提出しないでください。

なお、表 2 に示す様式等のうち、①から⑩については、中央事務局ホームページに所定の様式を用意してあります。以下の URL よりダウンロードし、必ずパソコン等で作成してください。手書きで作成した出願書類等は受理いたしません。

出願書類等に関する詳細については、本要項別紙 2 に記載してありますので、確認のうえ必要書類等を作成してください。

<http://ea21.jp/files/auditor-recruit-application/shinseisho-H30.xls>

表 2. 出願書類等の一覧

#	様式・書類等	作成・提出
①	様式第 1 号① 受験申請書	必須
②	様式第 1 号② 経歴等の概要	必須
③	別紙 1 受験資格として規定された資格の保有状況	保有に応じて
④	別紙 2 ISO マネジメントシステム規格の審査実績	実績に応じて
⑤	別紙 3 環境に関する資格に関連する実績	実績に応じて
⑥	別紙 4 経営診断・相談に関する資格に関連する実績	実績に応じて
⑦	別紙 5 第三者環境監査実績	実績に応じて
⑧	別紙 6 環境関連業務・コンサルティング等に関する実績	実績に応じて
⑨	別紙 7 資格・免許等及び特記事項	保有・実績に応じて
⑩	様式第 2 号 実務経歴証明書	必須
⑪	別紙 1 及び 7 に記載した資格等を証明又は補完するもの	様式等での申告状況に応じて
⑫	受験資格及び出願要件の適合確認結果通知用の封筒 (長型 3 号・返送先記載・82 円切手貼)	必須
⑬	一次選考受験料等の振込明細 (写)	必須

(3) 提出方法

出願書類等は、次の 2 種類の方法で提出してください。いずれかの一方での提出だけでは正式な出願とは認められず、審査員試験を受験することはできません。

1) 紙面の郵送による提出

出願書類等①～⑬のうち必要なものを全て同封し、簡易書留郵便により、郵送してください。郵送する封筒には必ず「**審査員試験提出書類在中**」と朱書きしてください。なお、中央事務局に出願書類等を持参しての出願は受け付けません。**必ず郵送で提出**してください。

2) 電子ファイルの電子メール添付による提出

出願書類等のうち、①から⑨で必要なものだけを、Microsoft Excel 形式のまま、また、不要なシートを削除した上で、電子ファイルを電子メールに添付し、提出してください。電子メールを送信する際は、電子メールのタイトルを「H30 審査員試験出願書類提出_出願者氏名」としてください。電子ファイルのファイル名を「H30 出願_出願氏名」としてください。

3) 郵送及び電子メールによる提出先

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-14-18-4F
 一般財団法人 持続性推進機構
 エコアクション 2 1 中央事務局 審査員試験担当
info@ea21.jp

(4) 出願期間

平成 30 年 7 月 31 日(火)～9 月 28 日(金) (締切日必着)

7. 選考方法

(1) 受験資格及び出願要件の適合確認

出願者から提出された出願書類等について、本要項第 2 章「[4. 受験資格](#)」及び「[5. 出願要件](#)」に基づき、適合確認を行います。適合が確認できた出願者には一次選考の案内の文書を、適合が確認できなかった出願者にはその旨を記した文書を、それぞれ 10 月上旬を目途に郵送します。

(2) 一次選考

1) 一次選考の実施概要

一次選考は A 研修及び A 研修確認試験とし、同日に同会場で実施します。

- 開催日 : 平成 30 年 10 月 28 日 (日)
- 時間 : 9:30～17:00 (受付開始 9:00)
【A 研修】 9:30～14:30 (1 時間の昼食休憩を含みます)
【一次研修確認試験】 15:00～17:00
- 会場 : JR 山手線・東武東上線・西武池袋線 池袋駅 徒歩 10 分圏内
- 研修方式 : 講義形式
- 試験方式 : 出題 50 問、100 点満点、マークシート方式及び記述方式の併用

※注意事項 : 受験に係る交通費、宿泊等は、受験者の自己負担となります。

2) 一次選考の合否通知

一次選考受験者全員に、平成 30 年 11 月上旬を目途に、合否通知を郵送します。合格者に対しては、二次選考受験料の振込、事前課題の提出、B 研修のプログラム等の二次選考の案内についても、併せて通知します。

なお、一次選考の合否結果に対する異議申立及び A 研修確認試験の採点に関する問い合わせには一切応じませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 二次選考

1) 二次選考の実施概要

二次選考は、B 研修、B 研修確認試験、及び面接とし、同会場にて 4 日間で実施します。

- 開催日 : 平成 30 年 12 月 13 日 (木) ～12 月 16 日 (日)
- 時間 : 全日 9:00～17:00
B 研修確認試験 12 月 16 日 (日) 15:00～17:00
- 会場 : JR・東京メトロ・東急線 渋谷駅 徒歩 10 分圏内

- 研修方式：講義、審査ケーススタディー（グループ演習、ロールプレイ等）
- 試験方式：出題 20 問程度、100 点満点、マークシート方式及び記述方式の併用

※注意事項：研修各日のプログラムについては、一次選考合格通知に併せて通知します。また、受験に係る交通費、宿泊等は、受験者の自己負担となります。

2) 二次選考受験料の振込

一次選考の合格通知を受け取った者は、二次選考の案内文で指定する期日までに、[表 1](#)に示す二次選考受験料を振り込んでください。なお、二次選考当日に受講料を現金で納付することは認めず、二次選考受験料を指定の期日までに振り込まなかった者については、二次選考を受験することができません。

3) 事前課題の提出

一次選考の合格通知を受け取った者は、二次選考の案内文で指定する期日までに、事前課題を電子メール添付で提出してください。なお、事前課題は、B 研修のケーススタディーで使用します。指定の期日までに事前課題を提出しなかった者については、二次選考を受験することができません。

4) 合否通知

二次選考受験者全員に、平成 30 年 12 月下旬を目途に、審査員試験の合否通知を郵送します。合格者に対しては、要員認証・登録が可能な審査員又は審査員補の区分について、併せて通知します。

なお、二次選考の合否結果に対する異議申立、B 研修確認試験の採点、面接の評価等に関する問い合わせには一切応じませんので、あらかじめご了承ください。

8. 二次選考（B 研修受講及び確認試験受験）の免除の特例

ISO14001 主任審査員の資格を保有する者であって、一次選考に合格した者は、二次選考の B 研修受講及び B 研修確認試験の受験を免除し、面接試験のみを実施します。

なお、本要項の特例を受ける出願者に対しては、面接試験について、一次選考合否通知に併せて案内します。

また、面接は、上記の案内で指定する日時（11 月下旬）に東京都内で実施することとし、面接時間は受験者一名あたり 30 分程度とします。

9. 二次選考合格後の手続き等について

審査員又は審査員補としての登録の際には、「エコアクション 2.1 審査員（又は審査員補）誓約書」、その他、中央事務局が指定するマイクロソフトエクセルに関する検定の合格、中央事務局が求める書類等の提出、要員認証・登録料（3 万円、消費税別途）の納付が必要となりますが、詳細については、審査員試験の合格者に対して別途文書で説明します。

10. 注意事項

- (1) 持続性推進機構が一度受理した出願書類等に不備や不足がある場合、出願は無効となります。
- (2) 持続性推進機構が一度受理した出願書類等の差し替え等は一切認めませんので、送付前に出願書類等をご確認ください。
- (3) 持続性推進機構が一度受理した出願書類等のうち①については、出願後のやむを得ない理由によって、氏名、住所、勤務先、メールアドレス、電話番号、FAX 番号に変更が生じた場合に限り、①における変更の内容がわかるように修正の上、本要項「[6. \(3\) 3\) 郵送及び電子メールによる提出先](#)」に送付してください。
- (4) 持続性推進機構が一度受理した出願書類等は、理由の如何を問わず一切返却いたしません。
- (5) 既納の受験料等は、理由の如何を問わず一切返却いたしません。
- (6) 審査員試験期間中に、出願書類等に虚偽の記載が認められた場合には、その時点で不合格とするとともに、次年以降の審査員試験の受験を認めません。
- (7) 二次選考において、審査員としての資質に著しく欠けると判断された場合には、審査員試験に不合格となるとともに、次年度以降の審査員試験の受験を認めない場合があります。
- (8) 審査員試験の合否結果や採点結果に関する異議申立及び問い合わせには、一切応じていませんので、ご了承ください。
- (9) 審査員又は審査員補としての要員認証・登録後に、出願書類等に虚偽の記載が認められた場合には、要員認証・登録を取り消すことがあります。
- (10) 審査員又は審査員補として要員認証・登録された後、必要な連絡、資料等の提供は、全て電子メールを通じて行います。従ってパソコン及びインターネットの活用は、審査員として必須の要件となります。
- (11) 審査員又は審査員補として要員認証・登録されることは、審査員としての審査業務の担当を保証するものではありません。

11. 審査員試験及び環境法令研修に関する問い合わせ先

- 一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション21 中央事務局 審査員試験担当
- メールアドレス : info@ea21.jp
- 問い合わせは、電子メールのみとします（電話では受付をしておりません。）

環境法令研修

環境法令研修は、ISO14001、エコアクション2.1等の環境マネジメントシステムの審査経験がない方に向けて、エコアクション2.1の審査員として必要な環境関連の法令等に特化した、希望者のみを対象とした有料の研修です。受審事業者が適用を受ける法令、規制等に関する最低限の知識を取得することを目的として実施します。なお、一次選考のA研修の内容には環境関連の法令等含まれませんが、A研修確認試験の出題範囲には環境関連の法令等が含まれます。本研修は、A研修確認試験の出題範囲に沿った内容となっています。また、B研修は、受講する者が一定の環境法令に関する知識を持っていることを前提として進めます。

- 開催日：平成30年10月27日（土）
- 時間：09:30～17:00（受付開始09:00）
- 会場：JR山手線・東武東上線・西武池袋線 池袋駅 徒歩10分圏内
- 研修方式：講義形式

※注意事項：研修参加に係る交通費、宿泊等は、受講者の自己負担となります。

出願に必要な種類等の作成要領

1. 受験申請書

(1) 様式第 1 号① 受験申請書（全出願者の提出必須）

① 出願者情報

- 持続性推進機構は、審査員試験に係る全ての連絡を、「連絡先」の欄に記載された、住所、電話番号、メールアドレス等に対して発信しますので、記載漏れの無いようにしてください。
- メールアドレスは、電子メールに添付された電子ファイルを受け取れるメールアドレスとしてください。
- 「現住所」欄と「連絡先」欄との異同を必ず選択してください。現住所が「連絡先」欄に記載した住所等と同一の場合は、重複して記載する必要はありません。
- 「勤務先」欄と「連絡先」「現住所」欄との異同等を必ず選択してください。勤務先が「連絡先」「現住所」欄に記載した住所等と同一の場合は、重複し記載する必要はありません。

② 環境法令研修の受講希望

- 「受講する」又は「受講せず」を必ず選択してください。

③ 研修等の一部免除の適用

- 募集要項「[8. 二次選考の免除の特例](#)」に該当するかどうかにかかわらず、該当状況及び免除の希望を必ず選択してください。

④ 審査員試験に関する情報源

- 該当する情報源全てにチェックを入れてください。又、該当するものについては、具体的名称を記載してください。

⑤ 出願書類等のチェック欄

- 提出する出願書類等の全てにチェックを入れてください。

⑤ 申告欄

- 郵送して提出する紙面については、氏名を自筆署名してください。
- メール提出する電子ファイルには、氏名を記載してください。

(2) 様式第 1 号② 経歴等の概要（全出願者の提出必須）

- 「職歴の概要」「企業等における環境対策に関する業務、活動等の経歴の概要」及び「企業等の環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴の概要」を、規定の文字数以内で記載してください。

- 関連する経歴がない受験資格の記載欄については、「関連する実績はなし」と必ず記載してください。

(3) 別紙全般

- 自身の職歴、経歴等に照らし、記載すべき内容がない別紙については、作成、提出する必要はありません。

(4) 別紙 1 受験資格として規定された資格の保有状況（保有状況に応じて提出）

- 出願時点において、募集要項「[4. 受験資格](#)」(1)から (3)に規定する資格を保有する場合は、その保有に関する登録情報等を記載してください。

(5) 別紙 2 ISO マネジメントシステム規格の審査実績（実績に応じて提出）

- 出願時点において、募集要項「[4. 受験資格 \(1\)](#)」に規定する資格を保有する場合は、その審査実績を記載してください。
- これまで担当した審査件数については、規格を問わない審査と ISO14001 の審査のそれぞれについて「全審査件数及びリーダーとして担当した審査件数（単独で担当した審査を含みます。）」を記載してください。
- ISO14001 の審査を優先し、直近の実績を優先し最大 20 件まで、守秘義務の範囲内でその詳細を記載してください。
- 内部監査の実績は、審査実績の対象外です。

(6) 別紙 3 環境に関する資格に関連する実績（実績に応じて提出）

- 出願時点において、募集要項「[4. 受験資格 \(2\)](#)」に規定する資格を保有する場合は、その資格に関する業務等について、直近の実績を優先し最大で 10 件までを記載してください。
- 企業、法人等に所属しての実績、自営等での実績の別は問いません。

(7) 別紙 4 経営診断・相談に関する資格に関連する実績（実績に応じて提出）

- 出願時点において、募集要項「[4. 受験資格 \(3\)](#)」に規定する資格を保有する場合は、その資格に関連する業務等について、直近の実績を優先し最大で 10 件までを記載してください。
- 企業、法人等に所属しての実績、自営等での実績の別は問いません。

(8) 別紙 5 第三者環境監査実績（実績に応じて提出）

- 出願時点において、募集要項「[4. 受験資格 \(4\)](#)」に規定する第三者環境監に関する実績を持つ場合は、その監査実績について、直近の実績を優先し最大で 20 件までを記載してください。
- 企業、法人等に所属しての実績、自営等での実績の別は問いません。

(9) 別紙 6 環境関連業務・コンサルティング等に関する実績（実績に応じて提出）

- 出願時点において、募集要項「[4. 受験資格 \(5\)](#)」に規定する環境関連業務・コンサルティング等に関する実績を持つ場合は、その実績について、直近の実績を優先し最大で 10 件までを記載してください。

- 企業、法人等に所属しての実績、自営等での実績の別は問いません。

(10) 別紙 7 資格・免許等及び特記事項（保有状況・実績に応じて提出）

- 学位、「4. 受験資格」1)から 5)に規定されていない資格・免許等、委員等の就任実績、受賞歴、著書・著作等のうち、環境、企業経営、事業者支援等に関連するものを記載してください。

(11) 様式第 2 号実務経験証明書（全出願者の提出必須）

- 実務経験証明書においては、様式第 1 号②及び別紙 1～7 に記載した実績等について記載し、作成してください。
- 証明者の記入は手書きでもかまいません。
- 証明者について、証明権限を有する役職者（下記参照）から公印で証明を受けてください。
- 転退職等で会社等が変わっている場合は、その会社ごとの証明書を作成してください。
- 社名変更等の場合は、変更年月日及び旧社名等を、出向の場合は、「出向」と、実務経験証明書の所属部課の欄内に明記してください。
- 受験申込者自身が法人の代表者である場合は、法人の代表者としての資格における証明を出願者個人がを受けてください。
- 個人経営における実績については、官公庁、取引先の会社等、第三者からの証明を受けてください。
- 公害防止及び環境管理に関する業務経験が 5 年以上である場合には、全ての業務経験に関する証明は不要で、5 年間の業務経験の証明があれば結構です。

【証明権限を有する役職者の例】

種別	証明権限を有する役職者の例
一般企業等	代表権を有する者及び代表権を有する者から正式な手続きに基づいて証明権を委嘱された部長・課長等
省庁、地方自治体、公社、公団等	局長、部長、所長、理事長、工場長等
公益法人等	事務局長等
学校等	学部長、校長等

2. その他の書類

(1) 別紙 1 及び 7 に記載した資格等を証明又は補完するもの（保有状況・実績に応じて提出）

- 別紙 1 及び 7 に記載した「免許・資格」については、全て証明書類の写しを提出してください。
- 博士、修士、学士の証明書は不要です。

(2) 受験資格及び出願要件の適合確認結果通知用の封筒（全出願者の提出必須）

- 「長形 3 号」（定形 120×235mm）
- 返送先を記載し、82 円切手を貼り付けてください。

(3) 受験料等振込明細の写し（全出願者の提出必須）

- 金融機関、現金自動預払機等で振り込んだ場合は、その振込明細を A4 版の用紙にコピーして提出してください。

- ネットバンクで振り込んだ場合は、振込が完了したことが証明可能な画面を印刷し、提出してください。

一次及び二次選考の内容

1. 一次選考

(1) A 研修（エコアクション21に関する研修）

A 研修は、ガイドライン 2017 年版に基づき、エコアクション21の「理念等」「要求事項」及び「認証・登録制度」について、審査員に求められる最低限の基礎知識の習得を目的として実施します。

なお、本研修の修了要件は、遅刻、途中退出すること無く、全てのプログラムを受講することとします。

(2) A 研修確認試験

A 研修確認試験は、環境一般に関する知識、及び審査員に最低限求められる基礎知識の習得状況を確認することを目的として実施します。出題分野は「環境一般」「エコアクション21」「環境法令」及び「二酸化炭素排出量の計算」の4分野とし、表3に示す資料等並びに環境法令研修及びA研修の内容から計50問を出題します。出題形式は、選択式問題、穴埋式問題、計算問題、論述問題（300文字程度）とし、マークシート方式に一部記述式を併用します。

表3. A 研修確認試験の出題分野と資料等

#	出題分野	出題形式	資料等
1	環境一般	選択式 穴埋式	・平成30年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 第1章 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h30/pdf/1_1.pdf
2	環境法令	選択式 穴埋式	・図解でわかる! 環境法・条例 -基本のキ- (ISBN-13: 978-4474059634)
3	エコアクション21	選択式 穴埋式 論述式	・エコアクション21 ガイドライン 2017年版 http://ea21.jp/files/guideline/gl2017/gl2017_kaishaku.pdf ・エコアクション21 エコアクション21 認証・登録制度実施要領 http://ea21.jp/files/doc/EA21youryou.pdf ・エコアクション21 審査及び判定規則 (Ver.1.2) 第1章、第4章 http://ea21.jp/files/guideline/shinsa-hantei-kisoku/shinsa-hantei-kisoku1.1.pdf
4	二酸化炭素排出量の計算	記述式 計算式	・温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.3.2) 第II編 3.活動別算定方法 3.1 エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂) 3.1.1 及び 3.1.2 https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-3-2.pdf

(3) 一次選考の合否判定基準

一次選考の合否判定は、A 研修確認試験の出題分野を「環境一般」「環境法令」「エコアクション21及び二酸化炭素排出量の計算」及び「エコアクション21に関する論述」の4設問群に分け、その全てにおいて50%以上を得点した者について、A 研修の受講態度を含めて総合的に判断

し判定します。

2. 二次選考

(1) B 研修（審査技法に関する研修）

B 研修は、審査ケーススタディーを通して、実際の審査において求められる最低限の技法の習得を目的として実施します。審査のケーススタディーにおいては、審査計画書の作成、現地審査、審査報告書の作成までの一連の審査の流れを、個人演習、グループ演習、審査ロールプレイ等を通して学びます。

なお、B 研修においては、講師及び持続性推進機構が受験者の受講態度、発言内容等から、以下に示す審査員としての力量及び適性についても、評価を行います。

① 審査員としての力量

- (a) 一般的な環境問題及び環境対策に関する知識及び経験
- (b) 事業者の環境対策及び環境経営ならびに環境法令に関する知見及び経験
- (c) エコアクション 2 1 に関する知見及び経験
- (d) 事業者との間で適切なコミュニケーションが図ることができ、上記の知識と経験を活用して、エコアクション 2 1 の審査及び必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲
- (e) 事実を正確に捉え、論理的思考に基づき具体的に発言する能力
- (f) 各種法令、エコアクション 2 1 ガイドライン等の遵守を前提に、受審事業者のニーズを汲み取るとともに、受審事業者の利益を可能な限り考慮する姿勢等

② 審査員としての適性

- (a) 他者を尊重し、物事を円滑に進める上で必要となるコミュニケーション能力を有すること
- (b) 他者との協力体制を築く姿勢を有すること
- (c) 公序良俗に反する、反社会的な、あるいは不規則な発言をしないこと

(2) B 研修確認試験

B 研修確認試験は、B 研修の理解度を確認する目的として実施します。出題分野は B 研修の内容に基づく「エコアクション 2 1」及び「審査における課題検出」の 2 分野とし、20 問程度を出題します。出題形式は、選択式問題、穴埋式問題、及び、論述問題（250 文字程度）とし、マークシート方式に一部記述式を併用します。

(3) 面接試験

面接は口頭試問により、[本別紙 2. \(1\) ①及び②](#)に定める力量及び適性について総合的に審査することを目的として行います。面接時間は、受験者一名あたり 30 分程度とします。

(4) 二次選考の合否判断基準

二次選考の合否判定は、B 研修確認試験の「エコアクション 2 1」及び「審査における課題検出」の出題分他の双方において 50%以上を得点するとともに、B 研修及び面接を通して判定する審査員としての適性及び力量についても、総合的に判断し判定します。